

職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第百十五条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(記録の整備)

第百二十八条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 四 (略)

五 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第百十五条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(記録の整備)

第百二十八条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 四 (略)

五 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八・九 (略)

(準用)

第百二十九条 第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十七条、第五十八条、第八十条及び第八十五条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型介護看

第七章 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

(従業者の員数)

第百三十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 一以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、一以上とすること。

四 栄養士 一以上

八・九 (略)

(準用)

第百二十九条 第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七条、第三十三條から第三十九條まで、第五十三條、第五十七條、第五十八條、第八十条及び第八十五条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第五十三條第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第七章 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

(従業者の員数)

第百三十一条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 一以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、一以上とすること。

四 栄養士 一以上

五	機能訓練指導員	一以上
六	介護支援専門員	一以上
2	11	(略)
12	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	
13	14	(略)
15	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	
16	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所	

等に第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

(記録の整備)

第百五十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 三 (略)

四 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 (略)

(準用)

第百五十七条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十九、第五十三条、第五十七条、第八十五条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

五	機能訓練指導員	一以上
六	介護支援専門員	一以上
2	11	(略)
12	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	
13	14	(略)
15	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	
16	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第六十三条又は指定地域	

密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

(記録の整備)

第百五十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 三 (略)

四 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 (略)

(準用)

第百五十七条 第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十一条、第二十七条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十九条、第五十三条、第五十七条、第八十五条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第百四十八条に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第十三条第一項中「指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「居宅介護支援（これに相当するサ

護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十三条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（運用）

第百六十九条 第三條の七、第三條の八、第三條の十、第三條の十一、第三條の二十、第三條の二十六、第三條の三十二、第三條の三十四、第三條の三十六、第三條の三十九、第五十三條、第五十七條、第八十五條、第百三十三條から第百三十五條まで、第百三十八條、第百四十一條、第百四十三條から第百四十七條まで及び第百五十一條から第百五十六條までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三條の七第一項中「第三條の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百六十六條に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第三條の十一第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定

ビスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十三条中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第五節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（運用）

第百六十九条 第九條、第十條、第十二條、第十三條、第二十二條、第二十七條、第三十三條、第三十五條、第三十七條、第三十九條、第五十三條、第五十七條、第八十五條、第百三十三條から第百三十五條まで、第百三十八條、第百四十一條、第百四十三條から第百四十七條まで及び第百五十一條から第百五十六條までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條に規定する運営規程」とあるのは「第百六十六條に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第十三條第一項中「指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定

）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第三十三條中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三條第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第百四十七條中「第百三十八條」とあるのは「第百六十九條において準用する第百三十八條」と、同条第五号中「第百三十七條第五項」とあるのは「第百六十二條第七項」と、同条第六号中「第百五十七條」とあるのは「第百六十九條」と、同条第七号中「第百五十五條第三項」とあるのは「第百六十九條において準用する第百五十五條第三項」と、第百五十六條第二項第二号中「第百三十五條第二項」とあるのは「第百六十九條において準用する第百三十五條第二項」と、同項第三号中「第百三十七條第五項」とあるのは「第百六十二條第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第百六十九條」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第百六十九條において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

第八章 複合型サービス

第一節 基本方針

（基本方針）

第百七十条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する訪問看護の基本方針及び第六十一条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行

）とあるのは「要介護認定」と、第三十三條中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「従業者」と、第五十三條第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第百四十七條中「第百三十八條」とあるのは「第百六十九條において準用する第百三十八條」と、同条第五号中「第百三十七條第五項」とあるのは「第百六十二條第七項」と、同条第六号中「第百五十七條」とあるのは「第百六十九條」と、同条第七号中「第百五十五條第三項」とあるのは「第百六十九條において準用する第百五十五條第三項」と、第百五十六條第二項第二号中「第百三十五條第二項」とあるのは「第百六十九條において準用する第百三十五條第二項」と、同項第三号中「第百三十七條第五項」とあるのは「第百六十二條第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第百六十九條」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第百六十九條において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

（新設）